

確定申告における 障害者・医療費控除について

■要介護認定者の障害者控除について

本人または扶養家族が障がい者(障害者手帳を有する人で、普通障害者または特別障害者)に該当する場合、税務申告されると「障害者控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。

また、障害者手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で要介護認定を受けている人(寝たきりや認知症などで介護が必要な人)は、「障害者控除」の対象になる場合がありますので、福祉課介護保険係で「障害者控除対象者認定書」(以下、認定書)の交付申請をしてください。

※認定書発行の要件は下記のとおりです

- ①平成17年12月31日をまたぐ要介護認定期間保有者であること
- ②介護保険の要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準に達する人であること
- ※障害者手帳の交付を受け、税法上の特別障害者は認定書の交付を受ける必要はありません

■おむつ代の医療費控除について

寝たきりの要介護認定者(介護保険)のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。

税務申告の際、最初の年は領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、連続した2年目以降は、領収書と「市の確認書」のみで認められる場合があります。福祉課介護保険係で「市の確認書」の交付申請をしてください。

※確認書発行の要件は下記のとおりです

- ①税務申告者が前年と同じこと
 - ②前年に医師の「おむつ使用証明書」または「市の確認書」を使用して申告していること
 - ③要介護認定において平成17年中に記載された主治医意見書があること
 - ④要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準に達する人であること
- ※医師が発行する「おむつ使用証明書」の様式は、福祉課の窓口でお渡しできます

福祉課 内線 317・319

募集します 広報モニター

広報モニターは、毎月2回発行している「広報みのかも」への感想や意見、身近な話題などをモニター通信などで提供していくことが主な仕事です。あなたが日ごろ感じていることなど何でも結構ですので、気軽にモニター通信を通じて市に提供していただけませんか。

- ◇定 員 10人程度
- ◇資 格 市内在住の20歳以上の人
- ◇期 間 4月から1年間
- ◇申込み 2月24日(金)までに次のいずれかの方法で申し込んでください

※申し込み多数の場合は抽選となります

は が き	F A X	電子メール
住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、〒505-8606 美濃加茂市役所広報コミュニティ係まで郵送してください	住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、直通のFAX(0574-28-1290)へ送信してください	住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、メールアドレス kouhou@city.minokamo.lg.jp へ送信してください

市民まちづくり推進室 内線 239

生の演奏を 身近で楽しもう

ドリームコンサート



♪若かったあのころ、
何も怖くはなかった～

◇と き 2月10日(金)
午後7時～

◇と こ ろ 文化会館

◇出 演 フォーグループ
“フォーエヴァーズ”

◇入場料 無 料

文化会館 25・1108